

目次

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	1
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）	3
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第 号）（抄）（附則第九条関係）	5
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十条関係）	6
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十一条関係）	7
○デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第十二条関係）	8

改正案		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律	(略)	法律	(新設)
<p>預貯金者の意思に基づく 個人番号の利用による預 貯金口座の管理等に関す る法律（令和三年法律第 号）</p>	<p>この法律（第二十六条第二項を除く。） の規定により都道府県が処理することと されている事務</p>		
現行		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律	(略)	法律	(新設)

改正案		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関 又は法人 一〇十三の二（略）	
(略)	(略)	(略)	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）による同法第三条第四項、第五条第三項、第七条第三項若しくは第八条第三項の通知又は同法第九条第一項の規定による情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
現行		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関 又は法人 一〇十三の二（略）	
(略)	(略)	(略)	(新設)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（利用範囲） 第九条（略） 2・3（略）</p> <p>4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第九十五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九條の四の第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十一項、第七十條の二の二第十五項若しくは第七十條の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四條第一項若しくは第四條の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）第六</p>	<p>（利用範囲） 第九条（略） 2・3（略）</p> <p>4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第九十五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九條の四の第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十一項、第七十條の二の二第十五項若しくは第七十條の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行</p>

条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 (略)

別表第一 (第九条関係)

一〇百一 (略)	(略)
百二 預金保険機構	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 (略)

別表第一 (第九条関係)

一〇百一 (略)	(略)
(新設)	(新設)

改正案	現行
<p>第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中百二の項を百三十五の項とし、九十九の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>（略）</p>	<p>第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一中百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一の三（略）</p> <p>四十一の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十二 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十二 六十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一の三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>四十二 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一の三（略）</p> <p>四十一の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定によるものをいう。）に関する制度に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十二 六十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）</p> <p>七 一五（略）</p> <p>十六 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十八号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>十七（略）</p> <p>十八 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものそ</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 一四（略）</p> <p>十五 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十七号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>十六（略）</p> <p>十七 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものそ</p>

他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十九(二十三) (略)

他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十四号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十四号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十八(二十二) (略)